

道明地区新産業等用地第二事業区取得事業者募集要項に関して寄せられた質問  
と回答について

質問 1（募集要項 P 5）

「区画 I 及び区画 J の一部の取得を希望する場合は」とありますが、区画 I 及び区画 J については区画を分割することを前提として応募が可能であるかご教示願います。

回答 1

可能です。

区画 I 及び区画 J の二区画については、分割して取得申込を行う場合は、様式第 2 号「立地計画書」におけるレイアウト図にて、希望する面積及び区画内の位置が明確にわかるよう記載をお願いします。

質問 2（募集要項 P 5）

「同一の区画について 2 以上の応募書類を提出すること及び団体に応募する場合における当該団体の構成員である事業者が単独で当該団体が応募した区画に応募することはできません。」とありますが、「立地支援事業者」1 社に対し「借受事業者」複数社の団体に応募することは可能であるかご教示願います。

回答 2

可能です。

この場合、立地支援事業者は借受事業者の数に応じた、様式第 9 号「道明地区新産業等用地取得申込に関する承諾書」を提出してください。

なお、借受事業者が借受をしようとする区画と同区画について、自らが指定事業を行う目的での取得申込または別の立地支援事業者の借受事業者として申込することはできません。